

違法・有害情報の通報をお願いします!

～ インターネット・ホットラインセンターについて ～

近年、インターネット上における児童ポルノ、違法薬物の売買等の『違法情報』や、公共安全や秩序に対する危険を生じさせる『有害情報』の流通が社会問題となっています。

これらの違法・有害情報に対しては、全国の警察でサイバーパトロールを実施して取締りを行っているほか、プロバイダ等に対する削除依頼を実施しています。

しかしながら、インターネット上の違法・有害情報は日々新たに流通しており、すべての情報を警察が発見することは困難です。

そこで、一般のインターネット利用者からの違法・有害情報の通報受付窓口として『**インターネット・ホットラインセンター**』が平成18年6月に設置されました。



インターネット・ホットラインセンターで取り扱う違法・有害情報の例

違法情報（掲載することが違法となるもの）

- わいせつ画像、児童ポルノ画像
- 売春のあっせん
- 出会い系サイトでの未成年者を誘う行為
- 違法薬物や規制薬物の販売
- 預貯金通帳や携帯電話等の売買

有害情報（公共安全や秩序に対する危険を生じさせる情報）

- 犯罪（殺人、文書偽造等）の請負
- 爆弾の作り方
- 集団自殺の呼びかけ

違法・有害情報を発見した場合は通報をお願いします!



※ インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

